

善導『觀經疏』所說の「戒」について

柴 田 泰 山

はじめに

中国唐代の阿弥陀仏信仰者である善導は『觀經疏』において「衆生」と「凡夫」を同義として使用し「一切衆生が大乘菩薩の實踐階位上には位置し得ないこと」を主張する。⁽¹⁾ その一方で『觀經疏』では授戒と諸戒の保持⁽²⁾についても説示している。つまり善導は一切衆生を無明的存在と捉えると同時に、罪を犯し続ける存在であって可能な限り戒を保持し、破戒行為を行なった際は即時に懺悔すべきことを説示している。そこで善導が戒についてどのように考えていたか考察を試みたい。

一 『觀經疏』所說の戒の用例

『觀經疏』では「序分義」で「八戒」と「齋」について詳説した箇所がある。⁽⁴⁾ ここでは八戒を「在家者が保持する出家戒」と規定している。さらに「戒文」を典拠として八戒の内

容を①不殺生、②不偷盜、③不行姪、④不妄語、⑤不飲酒、⑥不得脂粉塗身、⑦不得歌舞唱伎及往觀聽、⑧不得上高廣大牀と規定している。そして「此上八、是戒非齋。不得過中食。此一、是齋非戒。」と述べ、上述の八項目の戒のみが「八戒」の規定内容であり、「不得過中食」に関してはあくまでも「齋」であり、これは「戒」ではないと主張している。たとえば慧遠は『觀經義疏』⁽⁵⁾において八戒の内容を①不殺、②不盜、③不姪、④不妄語、⑤不飲酒、⑥不舞唱伎及往觀聽、⑦不着香薰衣及餘嚴身具、⑧不上高廣床、⑨不得過中食と規定し、『毘曇』に依れば⑦不着香薰衣及餘嚴身具と⑧不上高廣床を合わせて一戒とし、『成実』と『智度論』に依れば前八戒と後一齋を合わせて八戒齋とし、詳細は『別章』⁽⁶⁾に譲ると述べている。慧遠の指摘のように、八戒は齋を取り込み事実上は九戒とするか、もしくは八戒と齋を結合して八戒齋とするのが一般的である。ここで善導が『智度論』⁽⁷⁾の記述を受けたとも考えられるかもしれないが、善導が『智度論』系統の授戒を経

験しているとも言い難い⁽⁸⁾。では、善導はどのような資料を根拠として八戒と齋を区分したのであるか。ここで三階教文献の『受八戒法』⁽⁹⁾に着目し、善導『観経疏』が「戒文」を出典として八戒を提示する一段と比較してみると、両者は八戒と齋の所説順序が一致し、かつ授戒形式も近似した内容となっている。良忠は『観経疏伝通記』⁽¹⁰⁾で善導が『十善戒経』を典拠にしたと指摘するものの、現行の『十善戒経』と『観経疏』を比較すると八戒の内容が一致しない。善導は「戒」と「齋」を明確に区分しつつも、八戒の形式と順序は『受八戒法』所説の八戒と近似していることから、善導の八戒に関する知識は三階教文献に依拠したとも考えられる。

次に『観経疏』所説の「又、此戒佛説有八種勝法。若人一日一夜具持不犯、所得功德超過人天二乘境界」⁽¹¹⁾について見てみよう。良忠は『観経疏伝通記』で「八種勝法」について『十善戒経』の「持此受齋功德。不墮地獄不墮餓鬼不墮畜生。不墮阿修羅。常生人中正見出家得涅槃道。若生天上恒生梵天。值佛出世請轉法輪。得阿耨多羅三藐三菩提」⁽¹²⁾を出典とするが、これは「超過人天二乘境界」とやや相異なるものと思われる。八戒の典拠が『十善戒経』でないとすれば、「八種勝法」の内容も『十善戒経』が典拠となる可能性も低くなる。では八戒の典拠を『受八戒法』とした場合、「八種勝法」の内容はどのようなものであるか。『受八戒法』末尾には「又以此

善根、願令一切衆生悉得離苦解脫、捨邪帰正、發菩提心、永除三障、常見一切諸仏菩薩及善知識、恒聞正法、福智具足、一時作仏」⁽¹³⁾とあり、授戒をはじめとする諸善根によつて①一切衆生悉得離苦解脫、②捨邪帰正、③發菩提心、④永除三障、⑤常見一切諸仏菩薩及善知識、⑥恒聞正法、⑦福智具足、⑧一時作仏という八種の功德の獲得を願文として提示している。『観経疏』の「超過人天二乘境界」という内容から考えると、この願文の内容は大乗菩薩道の実践における八種功德であり、善導は八戒の保持によつてこれら諸功德を考えていたのではなからうか。

また『観経疏』「序分義」では「不犯威儀」を註釈して「言「不犯威儀」者、此明身口意業行住坐臥、能與一切戒作方便威儀也。若輕重麤細皆能護持。犯即悔過。故云「不犯威儀」。此名戒善也」⁽¹⁴⁾と説き、持戒を堅固に保持すべきことを述べ、もし戒に抵触した行為場合は即時に懺悔すべきことを主張している。善導にとつて戒とは保持すべきものであるとともに、自らの行為の作罪性の基準でもあり、少しでも戒に抵触する行為は罪であり、自らの罪をその場で自認し悔い改めるために戒が存在していると考えていたのであろう。

また『観経疏』「散善義」の中品上生釈では、『観経』の「無衆過惡」⁽¹⁵⁾を「雖持小戒等不得有犯。設有餘愆。恒須改悔必令清淨」と註釈し、『観経』では「その他の破戒もない」とい

善導『觀經疏』所説の「戒」について（柴田）

う文脈を「罪を犯すことがなくとも、もしも罪を犯した場合
は必ず自ら懺悔し、我が身を清浄にするように」と説示して
いる。善導にとって作罪（「惡意志に基づく惡行為」）は次生以
後の生死輪廻の因であり、小乗根性上善凡夫人である中品上
生の者の作罪の可能性は甚大であり、罪を犯したならば必ず
懺悔すべきことを強調しているのである。

二 智儼『孔目章』との比較

智儼（六〇二―六六八）の著作には、善導教学との接点を多々
見出すことができる。そこで智儼の『華嚴經内章門等雜孔目』
（以下、『孔目章』と略称）の「第二地初三聚戒章」に着目し、
善導の所説との比較を試みたい。智儼は「三聚戒」を①攝律
儀戒、②攝善法戒、③攝衆生戒を規定した上で、「其戒種類
略有四種」と述べ、①「依瑜伽四波羅夷等」、②「依瓔珞梵
網經十無盡戒」、③「依方等經二十四戒」（『大方等陀羅尼經』
卷第一所説の二十四戒・『大方等陀羅尼經』卷第四所説の五種の五
事）⁽¹⁸⁾、④「依十地論十善法戒」を提示し、二十四戒は初学の
在家者が、十無盡戒は得位以前の出家者と在家者が、四波羅
夷戒は出家者が、十善戒は十地ならび地前の位において授戒
されるものと指示している。

この「第二地初三聚戒章」を通じて善導『觀經疏』所説の
戒を考えると、両者が共に諸戒を提示していることが分かる。

智儼が言う「三聚戒」は善導の「菩薩三聚戒」に対応し、四
波羅夷戒は「二百五十戒」に対応し、「十無盡戒」と「十善戒」
は共通しており、智儼が『大方等陀羅尼經』を典拠とする
二十四戒のみ善導が提示していない。

二十四戒とは『大方等陀羅尼經』を典拠としたものであり、
智顗の『法華玄義』⁽²⁰⁾や『方等三昧行法』、智儼『華嚴五十要
問答』⁽²²⁾や法藏『華嚴經探玄記』⁽²³⁾、道世『法苑珠林』⁽²⁴⁾などに
見ることできる。また三階教文献である『受八戒法』所収の懺
悔文中にも二十四戒の用例を確認することができる。また、
この二十四戒の典拠が『大方等陀羅尼經』であることから、
この戒が『統高僧伝』中に多数の用例を見ることができる「方
等懺」と関係があるものと思われる。

また二十四戒は敦煌文献『善信菩薩二十四戒經』にも説示
されている。敦煌文献『善信菩薩二十四戒經』は土橋秀高「敦
煌寫經・北京本一仏説善信菩薩二十四戒經」考⁽²⁶⁾において紹
介され、その後、沖本克己が「善信菩薩二十四戒經」につ
いて⁽²⁷⁾と「求那跋摩について」を發表し、⁽²⁸⁾『善信菩薩二十四
戒經』が『大方等陀羅尼經』と密接な関係にあり、両經典は
二十四戒の内容は相異しながらも、『大方等陀羅尼經』の抄
出異本の一種として位置付けている。『善信菩薩二十四戒經』
所説の二十四戒を⁽²⁹⁾『大方等陀羅尼經』所説の二十四戒と智儼
『孔目章』所説の二十四戒と比較すると、『善信菩薩二十四戒

『經』の首題下部には「出方等□：□經」⁽³⁰⁾と見ることができ、『善信菩薩二十四戒經』が『大方等陀羅尼經』と極めて近似した関係下において独自の二十四戒を説示していることが分かる。つまり『大方等陀羅尼經』所説の二十四戒は在家が保持することが可能な菩薩戒として各時代に使用され、しかも必要に応じて条目が適宜に改変されていたことが想定される。⁽³¹⁾

では、このように善導当時において広く実践されおり、しかも善導と近い位置にある智儼『孔目章』や三階教文献『受八戒法』などにもその存在が提示されている二十四戒を、善導は何故に採用しなかったのであろうか。

その理由として、第一に『大方等陀羅尼經』卷第一所説の⁽³²⁾二十四戒は保持期間が七日間であり、また『大方等陀羅尼經』卷第四所説の⁽³³⁾懺悔法を伴うと比丘が八十七日、比丘尼が九十七日、受戒者が六十七日、沙弥尼が四十七日という長期間の保持を必要とすることが考えられる。善導自ら八戒について「此戒佛説有八種勝法。若人一日一夜具持不犯、所得功德超過人天二乘境界」⁽³⁴⁾と説くように、善導は在家者が現実的に持戒可能な期間は一日一夜と考え、持戒に長期間を要する二十四戒は敢えて採用しなかったのであろう。

第二に二十四戒の具体的な戒の条目が考えられる。『大方等陀羅尼經』卷第一所説の⁽³⁵⁾二十四戒はあまりにも日常生活の

善導『觀經疏』所説の「戒」について（柴田）

行動を規制しており、善導は自らの煩惱に苦悩する凡夫が七日間も保持する必要があるか否かということを考え、この二十四戒を採用しなかったのかもしれない。

第三に『善信菩薩二十四戒經』のように『大方等陀羅尼經』卷第一から抄出された戒經の存在が考えられる。敦煌文献『善信菩薩二十四戒經』の書写年次は七世紀から八世紀と推定されており、⁽³⁶⁾善導もその存在を知っていた可能性が考えられる。『善信菩薩二十四戒經』所説の二十四戒は『大方等陀羅尼經』卷第一よりさらに日常的かつ具体的であり、また二十四戒そのものが変容的であったことから、善導は二十四戒の採用を回避したのかもしれない。

第四に二十四戒の出典が『大方等陀羅尼經』であるということが考えられる。当時、方等懺悔は広く実践されていた懺悔法である。しかし方等懺悔は『大方等陀羅尼經』卷第四所説の⁽³⁷⁾各種陀羅尼の読誦が必須であり、善導が考えた阿弥陀仏を中心とした懺悔法と相容れないものであったからこそ、善導は方等懺悔と一具な関係にある二十四戒を採用しなかったのであろう。

小結

善導は戒に対して否定的な態度は取らず、むしろまず三帰戒を受戒した上で諸戒を保持することについては肯定的な考

善導『觀經疏』所說の「戒」について（柴田）

えであつたと思われる。しかし一凡夫において戒は嚴然と保持することが可能な存在ではなく、むしろ日常において破戒的行為である惡業を犯し続けているという現実がある。だからこそ善導は中品中生釈において「二從「若有衆生」下、至「威儀無缺」已來、正明第五六七門中簡機時分受法等不同。即有其三。一明受持八戒齋。二明受持沙彌戒。三明受持具足戒。此三品戒皆同一日一夜清淨、無犯、乃至輕罪、如犯極重之過。三業威儀不令有失也。此即合上第二福。應知⁽³⁸⁾」と説き、諸戒を保持することは往生の要因でも作善的行為でもなく、自らの三業において過失がないようにする行為であることを示唆しているのである。

このように戒を基準として自らの現実の作罪を自覺することを通じて、自らが無明的存在であることを信知することで、阿彌陀仏の本願に対する信仰が深化していき、自らの三業を可能な限りにおいて清淨なるものにしようとするのが持戒の功德であろう。善導はこのことを「身器清淨、應佛本心。捨身他世、必往無疑⁽³⁹⁾」と説き、意圖的に惡業を繰り替えて犯し続けることから少しでも離れることを説示している。また善導は上品下生釈で「若深信生死苦者、罪業畢竟不重犯。若深信淨土無爲樂者、善心一發永無退失也⁽⁴⁰⁾」と説き、自らの生死輪廻の苦しみを深く信じれば惡業は再び犯すことなく、また極樂世界の無爲の樂を信じれば、善心（願往生心）

が一度起こり退転することがないとしている。つまり善導にとって持戒とは、過去世と現在と未來世に渡る自らの存在論的な苦をよくよく知り、この苦を知るからこそ再び罪を犯さないとすることである。このことは阿彌陀仏と極樂淨土を信じることで信知することができるようになるのである。ここに善導独自の持戒の論理があるものと考ええる。

- 1 善導『觀經疏』における「衆生」及び「凡夫」の用例などについては拙著『善導教學の研究』（東京、山喜房佛書林、二〇〇六年）第六章第二節を参照。
- 2 淨全二・三二頁上。
- 3 拙著『善導教學の研究』（東京、山喜房佛書林、二〇〇六年、六四〇頁）を参照。
- 4 淨全二・二〇頁下／二二頁上。
- 5 大正藏三七・一七六頁中／淨全五・一七七頁下。
- 6 おそらく『大乘義章』卷第十二の「八戒齋義」（大正藏四四・七一六頁下／七一七頁下）を指示しているであろう。
- 7 大正藏二五・一五九頁中。
- 8 森田眞円「善導における戒律と懺悔」では、善導所說の八戒齋の出典を『智度論』か、もしくは『智度論』を引用している道宣『四分律行事鈔』の存在を指摘しているが、善導が道宣の著作から同時代的な影響を受けているか否かについては再考を要すると考える。
- 9 P2849（『敦煌寶藏』一二四・四七五頁下／四七六頁上）／西本照真『三階教の研究』（東京、春秋社、一九九八年）、五九九頁

- ～六〇〇頁。
- 10 浄全二・二四六頁下。
- 11 浄全二・二二頁上。
- 12 大正蔵二四・一〇二四頁上。
- 13 P2849 (『敦煌宝蔵』一二四・四七六頁上)／西本照真『三階教の研究』(東京、春秋社、一九九八年)、六〇〇頁。
- 14 浄全二・三二頁上。
- 15 浄全二・六五頁上。
- 16 浄全二・六五頁上。
- 17 大正蔵二一・六四五頁下～六四六頁中。
- 18 大正蔵二一・六五七頁下。
- 19 大正蔵二一・六四五頁下～六四六頁中。
- 20 大正蔵三三・七一七頁上。
- 21 大正蔵四六・九四三頁中。
- 22 大正蔵四五・五二三頁下。
- 23 大正蔵三五・二二〇頁中。
- 24 大正蔵五三・九二二頁上。
- 25 P2849 (『敦煌宝蔵』一二四・四七四頁下～四七五頁下)／西本照真『三階教の研究』(東京、春秋社、一九九八年)、五九六頁～五九九頁。
- 26 『仏教文化研究』一二(京都、龍谷大学仏教文化研究所、一九七三年)、五四頁～六七頁。
- 27 『印仏研』二五・一(東京、日本印度学仏教学会、一九七六年)、一二六頁～一二九頁。
- 28 『印度哲学仏教学』一三(北海道、北海道印度哲学仏教学会、一九九八年)、一八〇頁～二〇八頁。
- 29 BD01048 (『敦煌宝蔵』一〇一・五九五頁上～五九六頁下)／『国

善導『観経疏』所説の「戒」について(柴田)

- 家図書館蔵敦煌遺書』一五・三二〇頁上～三二二頁上)。
- 30 BD01048 (『敦煌宝蔵』一〇一・五九五頁上)／『国家図書館蔵敦煌遺書』一五・三〇九頁下)。
- 31 冲本克己「求那跋摩について」(『印度哲学仏教学』一三、北海道、北海道印度哲学仏教学会、一九九八年、二〇一頁)を参照。
- 32 大正蔵二一・六四五頁下。
- 33 大正蔵二一・六五六頁中～六五七頁中。
- 34 浄全二・二二頁上。
- 35 大正蔵二一・六四五頁下。
- 36 BD01048 (『国家図書館蔵敦煌遺書』一五・解題一六頁下)。
- 37 大正蔵二一・六五六頁中～六五七頁中。
- 38 浄全二・六五頁下～六六頁上。
- 39 浄全二・四四頁上。
- 40 浄全二・六三頁下～六四頁上。

〈キーワード〉 観経疏、善導、戒、二十四戒

(大正大学非常勤講師)